

## 専決処分関係資料（損害賠償の額を定めること及び和解のこと）

- 1 事故発生日時 令和5年6月10日（土）午前11時頃
- 2 事故発生場所 相手方敷地内
- 3 損害賠償の相手方 加古川市在住 個人
- 4 事故の概要 加古川市立中学校のグラウンドで野球部が練習をしていたところ、生徒の打ったボールが防球ネットを越え、相手方の家屋に接触し、家屋の一部が損傷した。
- 5 損害の程度 相手方 物的損害 屋根瓦
- 6 過失割合等 市：100 相手方：0  
専決日：令和5年8月8日 示談成立日：同年8月9日
- 7 損害賠償の額 22,000円
- 8 予算措置等 当該事故に関する損害賠償金22,000円については、本市が加入する全国市長会学校災害賠償補償保険契約に基づき、保険会社より相手方に支払われる。